

2020年度  
中国進出日系企業  
環境規制アンケート調査

2020年10月  
日本貿易振興機構（JETRO）  
上海事務所  
海外調査部

## <まとめ>

- 中国では、2015年以降、環境保護法をはじめとする環境関連法制度が改正された。2017年の第19回党大会などで「生態文明体制改革」「青空を取り戻す戦いに勝利する」などのスローガンが発表され、全国で中央環境監査が実施された。2020年は新型コロナの影響などがあったものの、第13次5カ年計画の目標達成のため、環境規制は引き続き厳格に実施され、企業の事業環境にも大きな影響を及ぼしている。
- ジェトロは進出日系企業を対象として、直近1年間で、環境規制の強化を受け企業が政府指導の下、または自主的に、どのような対策を講じ、どの程度の関連コストを負担し、事業活動にはどのような影響が生じているのかを調査し、以下の結果を得た。

### <調査結果>

- 直近1年間で、52%の企業が「政府の指導を受けた」、66%の企業が「新たな環境規制へ対応した」と回答。2019年に続き、多くの企業が環境規制の強化を受けて対策を講じている。
- 環境規制に関する評価については、「厳しい」または「やや厳しい」との回答が合わせて7割以上。「厳しい」と回答した企業のうち19%が「厳しすぎて対応困難」と回答。また工場のすべて、または一部ラインの中国国内、海外への移転を検討しているとの回答もあった。
- 環境規制対応への課題については、様々な意見が寄せられた。例えば、「規制更新が頻繁であり、周知期間も短く遑って適用される場合がある」「突発的な検査が多く、部局によって指導、要求内容が異なる」「規制値以内にも関わらず、不明確な設備対応要求や操業制限を命じられる」など改善要望が寄せられた。また、「日本側の理解が得づらく中国での指導に対する期限内の対応が難しい」「年々厳しくなる基準に対する追加設備や費用増加等が負担」「環境規制がどこまで厳しくなるのか不安」といった声も寄せられた。

## <調査の背景>

- 中国では新型コロナによる経済活動の一時的な停止、大幅な制約が発生した時期もあったが、現在、中国国内における経済活動は正常化しつつある。
- 中国政府は全国人民代表大会における政府活動報告をはじめ、各種政策などにより雇用の確保や消費拡大など経済活動を活発化させようとしている。一方で、中国政府は第13次5カ年計画において拘束性目標として主要汚染物質の排出総量の削減目標を定めており、2020年はその最終年となっている。
- 工場などの生産活動が正常化する中でも、質の高い経済成長を達成するため、環境規制については、中央政府も引き続き執行を強化する姿勢を強めている。中央政府のこうした姿勢を受け、各地方政府による環境規制の執行も強化されており、通常の企業活動、生産活動にも影響を及ぼしている状態になっていると推測される。

今回の調査の目的は、

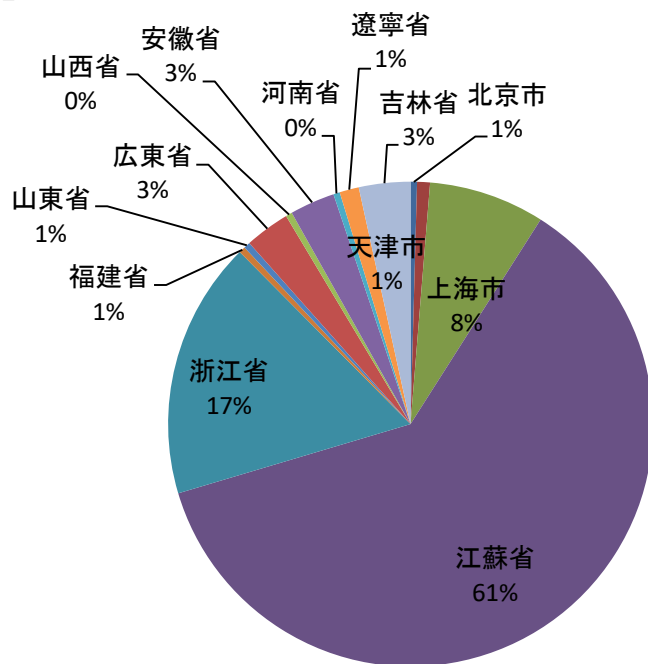
- 1) 規制の分野・指導内容とその対応、企業の環境コスト負担等について明らかにする
- 2) 省や地区ごとに違いや特色があるかを確認する
- 3) 日系企業の経営企画等の基礎資料として活用する

※ アンケート対象企業は、日本資本10%以上かつ環境規制の適用を受ける企業等。グループ会社であっても個別工場からの回答を依頼。

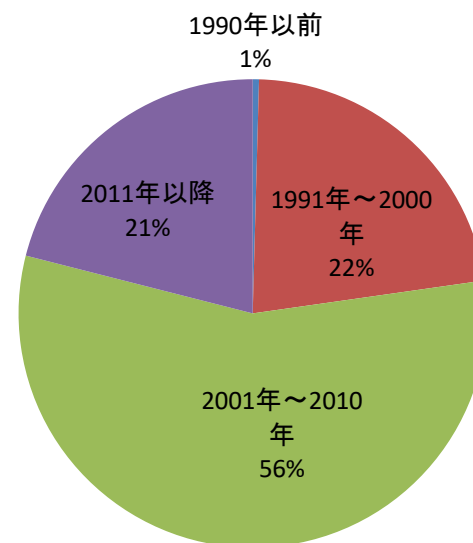
# 1. 所在地 進出時期

- ジェトロ上海事務所は、2020年7月22日～8月21日に、中国各地の日本商工倶楽部などの協力を得て、アンケート調査を実施。233社から回答が得られた。
- 回答企業の所在地は、江蘇省143社（61%）、浙江省40社（17%）、上海市18社（8%）、吉林省8社（4%）などとなっている。今回も江蘇省からの回答が半数を超え華東地域からの回答が全体の9割近くを占めた。

所在地<N=233>

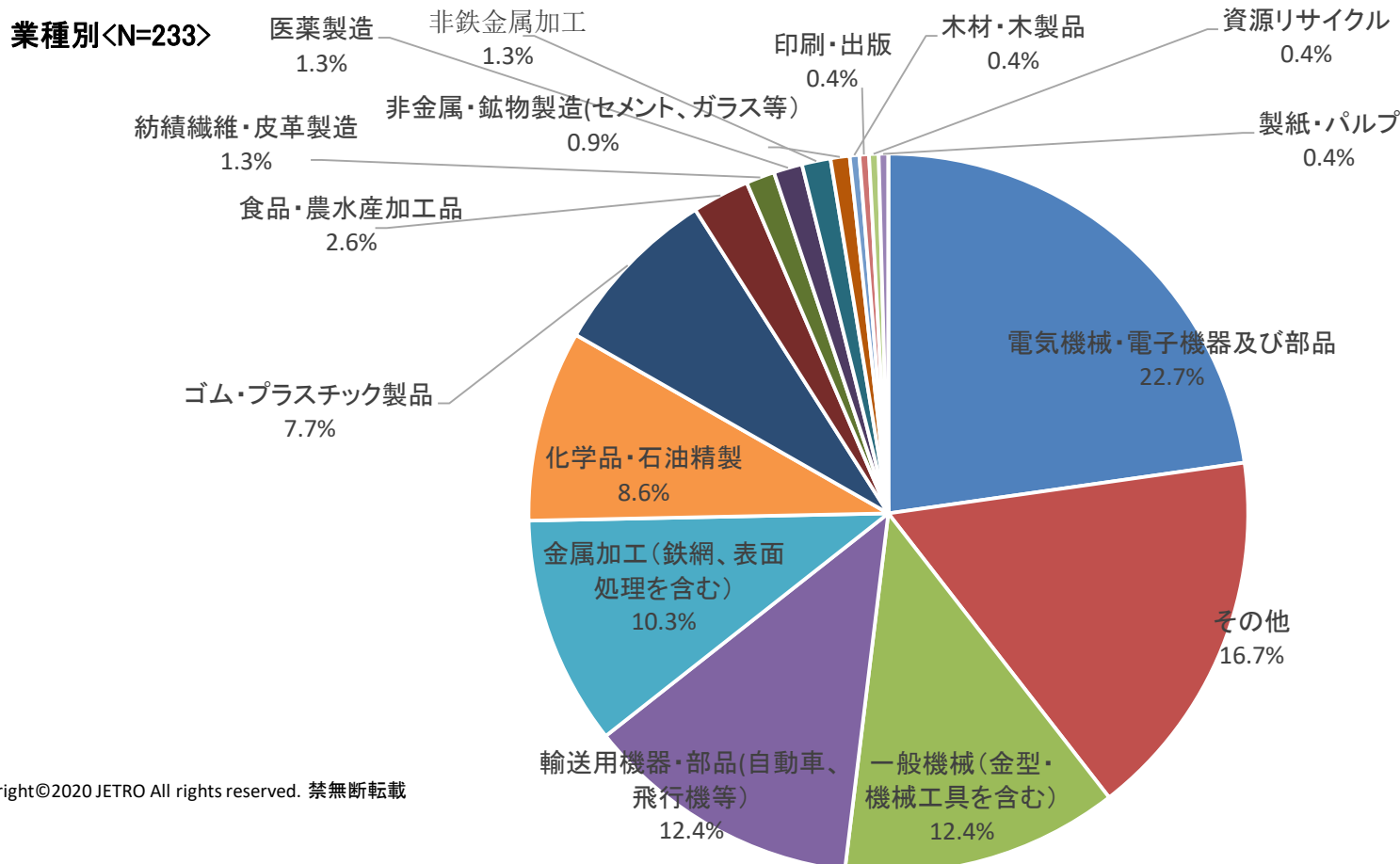


進出時期<N=233>



## 2. 業種

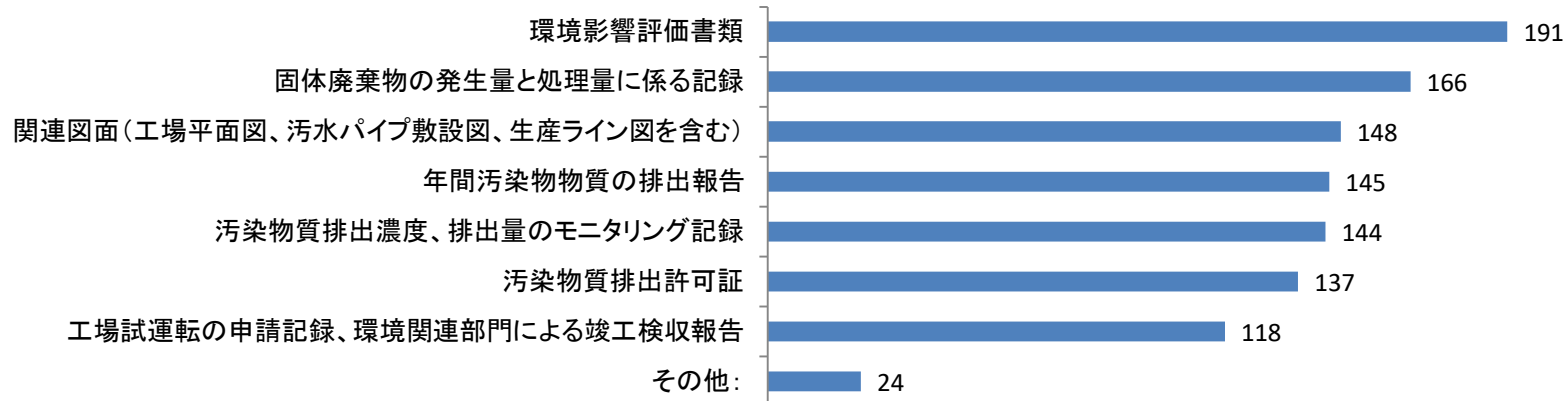
- 回答企業を業種別にみると、電気機械・電子機器及び部品53社、一般機械（金型・機械工具を含む）29社、輸送用機器・部品（自動車、飛行機等）29社、金属加工（鉄網、表面処理を含む）24社、化学品・石油精製20社、ゴム・プラスチック製品18社などとなっている。
- その他、食品・農水産加工品、医薬、非金属加工、紡績・皮革、非金属といった環境への影響が懸念される業種からも回答が寄せられた。



### 3. 環境規制書類の保有状況

回答企業のうち215社（92%）の企業が環境規制書類（固体廃棄物の発生量と処理量に係る記録）を保有していると回答。環境影響評価書類（191社）、固体廃棄物の発生量と処理量に係る記録（166社）、関連図面（工場平面図、汚水パイプ敷設図、生産ライン図を含む）（148社）、年間汚染物質の排出報告（145社）、汚染物質排出濃度、排出量のモニタリング記録（144社）、汚染物質排出許可証（137社）などである。

#### 提出保有書類<N=233>



(注)n≥2の省・直轄市 (社、%)

Q3. 環境対策を講じるための中国法令によって提出保有が義務付けられる書類について、貴社が所持する書類を以下からお選びください。【複数回答可】	S1-1. 貴社の所在する省・直轄市等を1つお選びください。								
	TOTAL	天津市	上海市	江蘇省	浙江省	広東省	安徽省	遼寧省	吉林省
	233	2	18	143	40	7	7	3	8
環境影響評価書類	191	100.0	66.7	83.9	72.5	85.7	100.0	100.0	87.5
固体廃棄物の発生量と処理量に係る記録	166	50.0	50.0	71.3	67.5	85.7	85.7	100.0	87.5
関連図面(工場平面図、汚水パイプ敷設図、生産ライン図を含む)	148	50.0	38.9	67.8	55.0	71.4	71.4	100.0	62.5
年間汚染物質の排出報告	145	100.0	33.3	60.8	65.0	71.4	100.0	66.7	87.5
汚染物質排出濃度、排出量のモニタリング記録	144	100.0	44.4	57.3	72.5	71.4	71.4	66.7	75.0
汚染物質排出許可証	137	100.0	44.4	55.2	70.0	57.1	71.4	66.7	50.0
工場試運転の申請記録、環境関連部門による竣工検収報告	118	50.0	33.3	52.5	50.0	57.1	71.4	100.0	25.0
その他	24	0.0	33.3	9.1	7.5	0.0	0.0	0.0	12.5

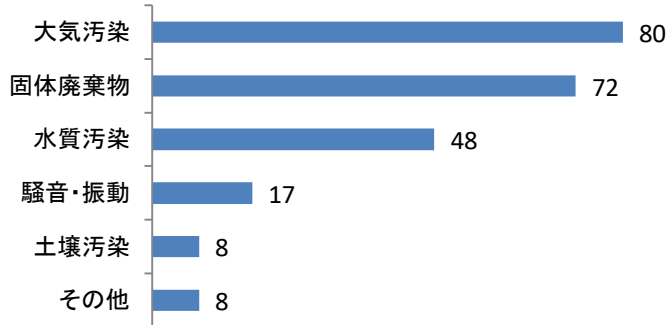
## 4. 直近1年間の政府指導

- 直近1年間の政府からの指導は、122社（52%）が「ある」と回答。
- 指導の内容は、「処理設備の追加命令」が41社、「提出書類の不備、追加書類提出命令」が38社、「環境監査、測定の実施命令」が37社、「保管倉庫などその他設備の追加命令」が37社、「測定装置の追加命令」が24社などとなっている。
- 指導を受けた分野では大気汚染が80社（66%）、固体廃棄物が72社、水質汚染が48社などとなっている。

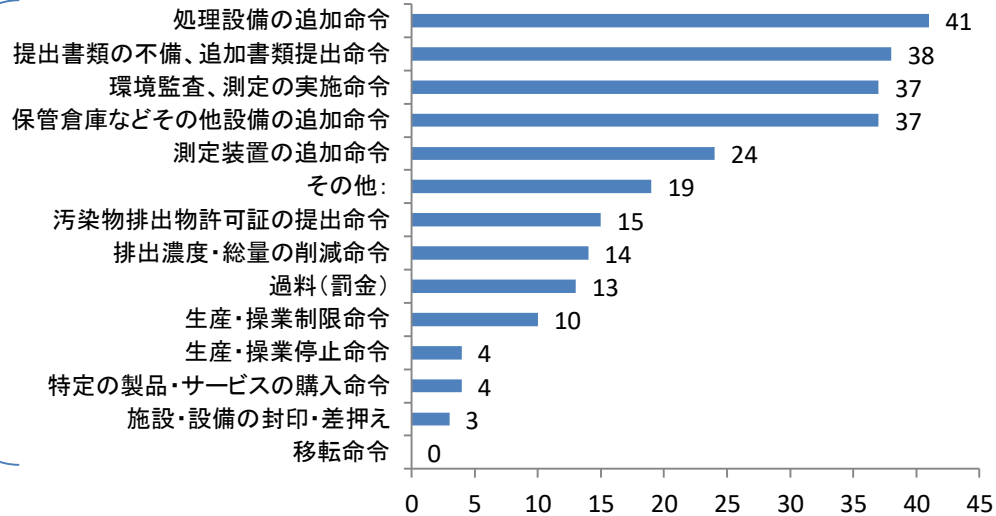
政府からの指導の有無<N=233>



指導分野<N=122>



指導内容<N=122>

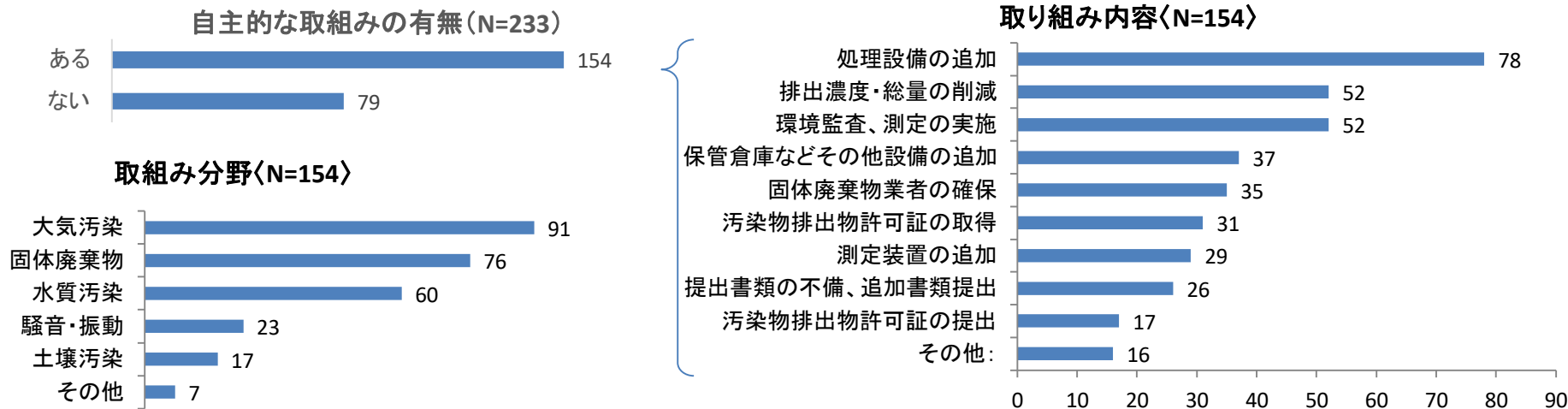


(注)n≥2の省・直轄市 (社、%)

Q4. 直近1年間に、当局から環境保護に関する指導を受けましたか。【単一回答】	天津市	上海市	江蘇省	浙江省	広東省	安徽省	遼寧省	吉林省
指導を受けたことがある	2	18	143	40	7	7	3	8
指導を受けたことがある	50.0	38.9	55.2	45.0	57.1	57.1	33.3	37.5
指導を受けたことはない	50.0	61.1	44.8	55.0	42.9	42.9	66.7	62.5

# 5. 直近1年間の自主的な取組み

- 環境規制強化に伴う直近1年間の「自主的な取組み」について聞いたところ、154社（66%）が「ある」と回答。取組みを実施している分野は大気汚染、固体廃棄物、水質汚染、騒音・振動、土壌汚染の順で多かった。
- 具体的な取組み内容は、「処理設備の追加」（78社）が最も多く、「排出濃度・総量の削減」（52社）、「環境監査・測定の実施」（52社）、「保管倉庫などその他設備の追加」（37社）の順となった。



Q9.それはどのような内容の取組みですか。【複数回答】

S1-1. 貴社の所在する省・直轄市等を1つお選びください。

	TOTAL	天津市	上海市	江蘇省	浙江省	広東省	安徽省	遼寧省	吉林省
処理設備の追加	78	100.0	27.3	52.7	42.9	60.0	50.0	100.0	66.7
環境監査、測定の実施	52	50.0	9.1	35.5	35.7	20.0	25.0	66.7	33.3
排出濃度・総量の削減	52	100.0	27.3	32.3	28.6	40.0	50.0	33.3	66.7
保管倉庫などその他設備の追加	37	0.0	0.0	33.3	10.7	0.0	25.0	0.0	33.3
固体廃棄物業者の確保	35	0.0	18.2	21.5	28.6	20.0	25.0	0.0	33.3
汚染物排出物許可証の取得	31	100.0	9.1	18.3	21.4	40.0	0.0	66.7	33.3
測定装置の追加	29	0.0	0.0	18.3	28.6	20.0	25.0	0.0	0.0
提出書類の不備、追加書類提出	26	0.0	18.2	20.4	7.1	20.0	0.0	33.3	0.0
汚染物排出物許可証の提出	17	0.0	9.1	11.8	10.7	0.0	0.0	33.3	0.0
その他:	16	0.0	27.3	9.7	7.1	0.0	0.0	0.0	0.0

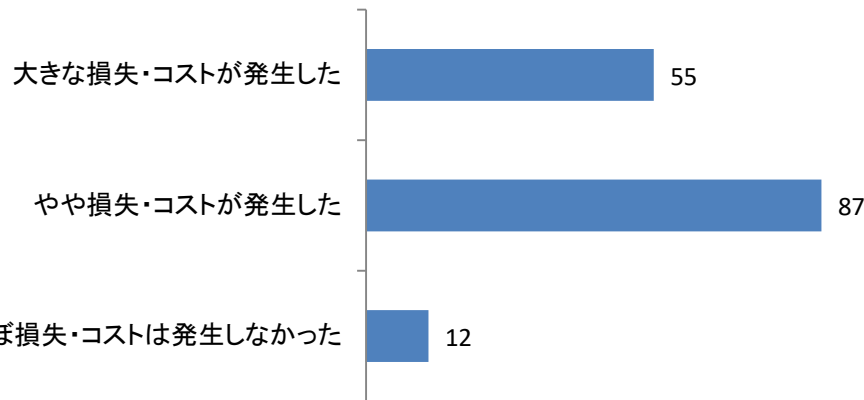
(注) n≥2の省・直轄市(社、%)



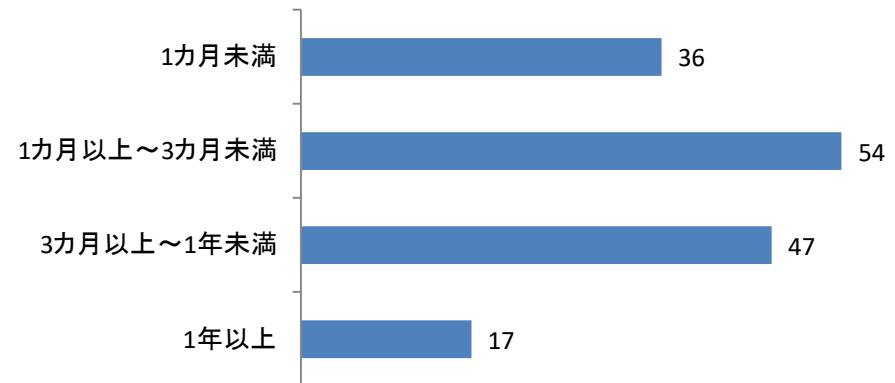
## 6. 取り組みにかかる費用 設備設置必要期間

- 新たな取り組みに対し、コストが発生したと回答した企業が計142社（92%）そのうち、「大きな損失・コストが発生した」との回答は55社（35%）。「ほぼ損失・コストは発生しなかった」との回答は12社（8%）。
- 設備設置など対応に必要な期間は、1か月以上～3か月未満が54社（35%）と最も多く、3か月以上～1年未満が47社（31%）、1か月未満が36社（23%）、1年以上が17社（11%）だった。

発生コスト<N=154>



設備設置に必要な期間<N=154>



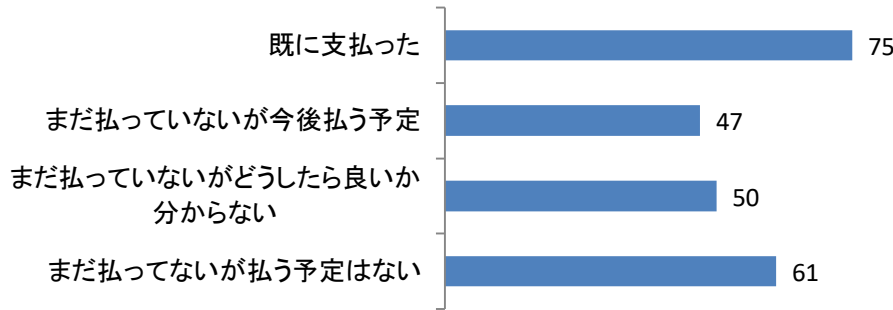
(注)n≥2の省・直轄市 (社、%)

Q10-1. 取組みを実施したことにより、費用が発生しましたか。 【単一回答】	S1-1. 貴社の所在する省・直轄市等を1つお選びください。								
	TOTAL	天津市	上海市	江蘇省	浙江省	広東省	安徽省	遼寧省	吉林省
大きな損失・コストが発生した	55	100.0	0.0	36.6	39.3	60.0	50.0	0.0	0.0
やや損失・コストが発生した	87	0.0	81.8	59.1	50.0	20.0	50.0	66.7	100.0
ほぼ損失・コストは発生しなかった	12	0.0	18.2	4.3	10.7	20.0	0.0	33.3	0.0

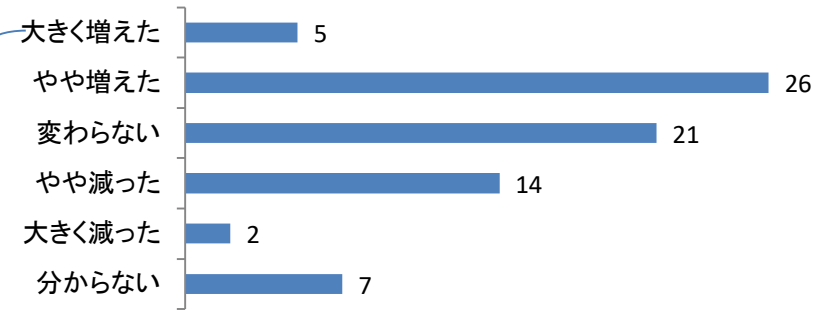
# 7. 環境保護税

- 2018年から導入された環境保護税について聞いたところ、75社（32%）が「既に支払った」と回答。「まだ払っていないが今後支払う予定」を加えると半数を超える。一方、「まだ支払っていないがどうしたら良いか分からない」との回答が50社（21%）あった。
- 既に支払った企業のうち、これまでかかった汚染物排出費（以下、排污費）と比べると、「やや増えた」との回答が26社（35%）「変わらない」が21社（28%）、「やや減った」「大きく減った」は計16社（22%）だった。

環境保護税について<N=233>



既に支払った場合、排污費と比べて<N=75>



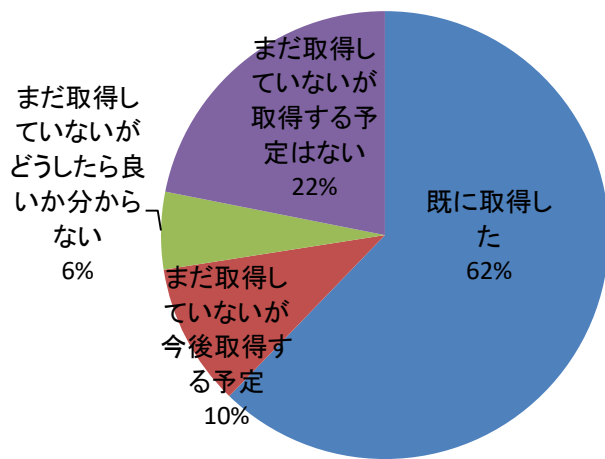
(注)n≥2の省・直轄市 (社、%)

Q11. 2018年から始まった環境保護税は、すでに支払われましたか。【単一回答】	S1-1. 貴社の所在する省・直轄市等を1つお選びください。								
	TOTAL	天津市	上海市	江蘇省	浙江省	広東省	安徽省	遼寧省	吉林省
	233	2	18	143	40	7	7	3	8
既に支払った	75	50.0	22.2	29.4	25.0	71.4	42.9	100.0	50.0
まだ払っていないが今後払う予定	47	0.0	16.7	23.1	17.5	28.6	14.3	0.0	12.5
まだ払っていないがどうしたら良いか分からない	50	0.0	11.1	23.1	20.0	0.0	42.9	0.0	25.0
まだ払ってないが払う予定はない	61	50.0	50.0	24.5	37.5	0.0	0.0	0.0	12.5

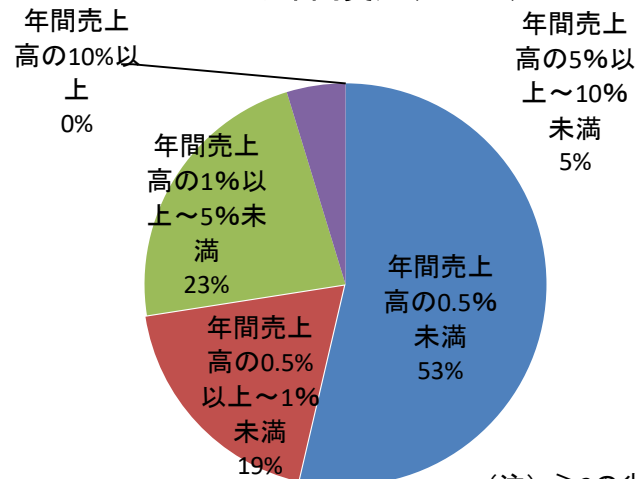
## 8. 汚染物質排出 処理費用

- 汚染物排出許可証について、62%の企業が「既已取得した」と回答。今後取得予定企業も加えると約7割の企業となる。一方、「取得する予定はない」との回答も2割に達した。
- 環境対策にかかる年間費用について、「年間売上高の0.5%未満」が125社（53%）と最も多く、次に「年間売上高の1%以上～5%未満」が53社（23%）、「5%以上」との回答は5%だった。
- 事業規模に変動がない場合、今後2～3年で汚染物質排出削減に関する費用について、「増加する見込み」と回答した企業は111社（48%）だった。

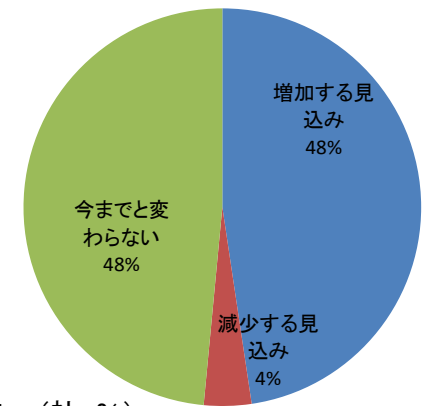
汚染物排出許可証<N=233>



かかる年間費用<N=233>



今後増加すると見込んでいるか<N=233>

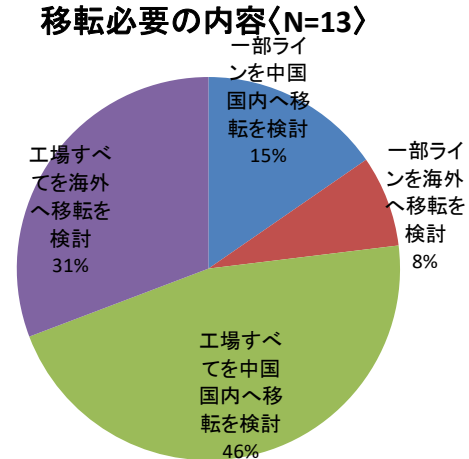
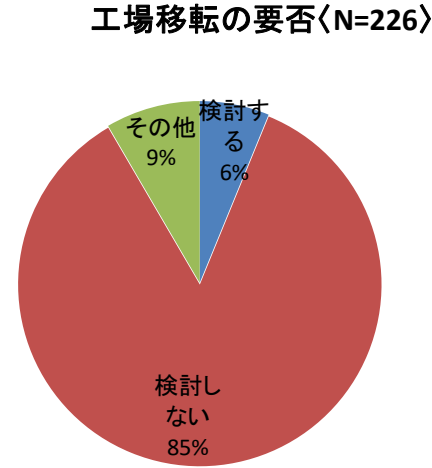
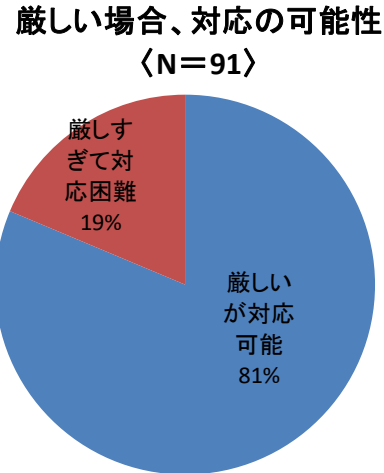
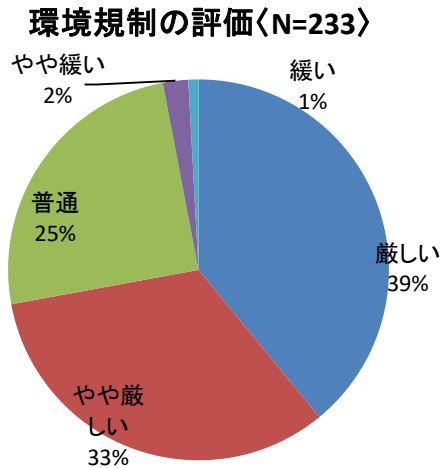


(注)n≥2の省・直轄市 (社、%)

Q14. 汚染物排出許可証は取得していますか。【単一回答】	S1-1. 貴社の所在する省・直轄市等を1つお選びください。								
	TOTAL	天津市	上海市	江蘇省	浙江省	広東省	安徽省	遼寧省	吉林省
既已取得した	233	2	18	143	40	7	7	3	8
まだ取得していないが今後取得する予定	145	100.0	50.0	58.0	70.0	57.1	71.4	100.0	75.0
まだ取得していないがどうしたら良いかわからない	24	0.0	5.6	11.9	12.5	14.3	0.0	0.0	0.0
まだ取得していないが取得する予定はない	13	0.0	0.0	5.6	7.5	0.0	28.6	0.0	0.0
まだ取得していないが取得する予定はない	51	0.0	44.4	24.5	10.0	28.6	0.0	0.0	25.0

## 9. 環境規制への評価、工場移転の要否

- 環境規制に対する全体評価では、「厳しい」または「やや厳しい」との回答が合わせて7割以上となった。「厳しすぎて対応困難」であるとした企業も17社（19%）に達した。
- また、環境規制による工場移転の要否を聞いたところ、「検討する」とした企業は14社（6%）あった。移転を検討している企業は、中国国内に工場すべてまたは一部ラインを移転するとした企業は8社、海外に工場すべてまたは一部ラインを移転するとした企業は5社。



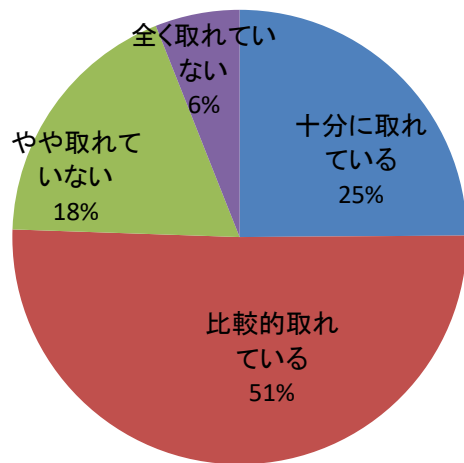
(注)n≥2の省・直轄市 (社、%)

Q16. 所在エリアの環境規制の執行の厳しさについて、どう評価しますか？ 【単一回答】	S1-1. 貴社の所在する省・直轄市等を1つお選びください。								
	TOTAL	天津市	上海市	江蘇省	浙江省	広東省	安徽省	遼寧省	吉林省
	233	2	18	143	40	7	7	3	8
厳しい	91	100.0	16.7	40.6	37.5	28.6	42.9	66.7	25.0
やや厳しい	77	0.0	33.3	33.6	35.0	42.9	28.6	33.3	25.0
普通	58	0.0	50.0	23.1	22.5	28.6	28.6	0.0	37.5
やや緩い	5	0.0	0.0	2.8	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5
緩い	2	0.0	0.0	0.0	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0

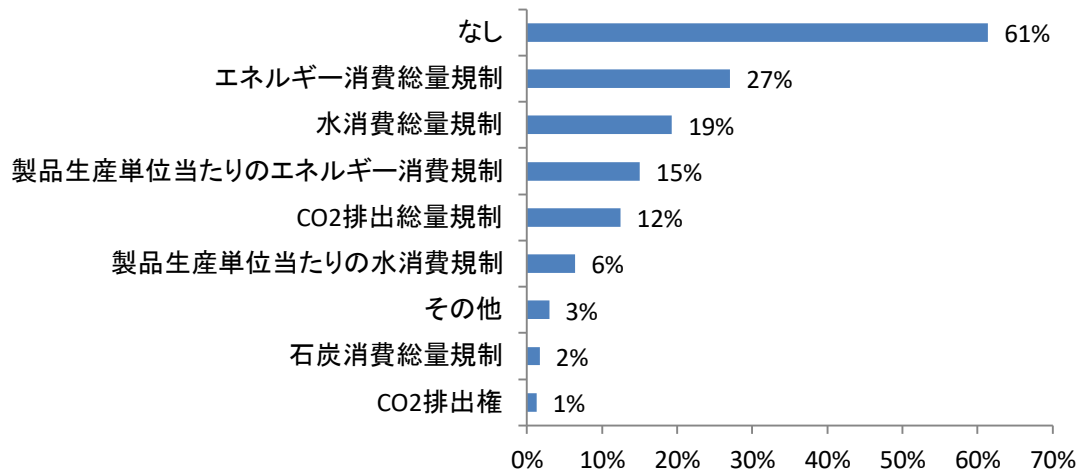
# 10. 情報収集体制 新しい規制への取り組み

- 環境規制動向の情報収集体制について、「十分に取れている」「比較的取れている」を合わせると約8割に達する。情報収集体制への意識の高さがうかがえる。
- また、新たな規制への取り組みについては、「なし」とする企業が多かったが、「エネルギー消費総量規制」「水消費総量規制」「製品生産単位当たりのエネルギー消費規制」「CO2排出総量規制」などが適用されており、環境規制に加えて、こうした取り組みにも対応している状況がうかがえる。

情報収集態勢<N=233>



新しい排出規制への取り組み<N=87>



(注) n≥2の省・直轄市 (社、%)

Q21. 現地環境規制の改定や関連の政策動向等をタイムリーに把握する社内体制が取れていますか。 【単一回答】	S1-1. 貴社の所在する省・直轄市等を1つお選びください。								
	TOTAL	天津市	上海市	江蘇省	浙江省	広東省	安徽省	遼寧省	吉林省
十分に取れている	58	50.0	5.6	23.8	32.5	28.6	14.3	100.0	12.5
比較的取れている	118	50.0	61.1	51.8	52.5	42.9	57.1	0.0	37.5
やや取れていない	43	0.0	27.8	18.2	10.0	14.3	28.6	0.0	37.5
全く取れていない	14	0.0	5.6	6.3	5.0	14.3	0.0	0.0	12.5

# 11. 環境規制に関して企業が抱えている課題（自由記載欄からの抜粋・要約）

## 1. 法制度に起因する問題

- 規制更新が頻繁、短い周知期間と猶予期間  
規制が遡って適用される
- 政策が複雑、規制内容や基準が不明確
- 政策変更後、当局による解決方法がない
- 各関連機関間の理解解釈が異なる
- 年々規制が厳しくなるが、どこまで厳しくなるのか先行き不透明

## 2. 政府役人等の運用に起因する問題

- 一旦承認された事項が覆され、無駄な費用が発生
- 突発的検査で、調査内容や目的が不明確
- 急な改正の通知かつ準備期間がない
- 当局による検査が多く、毎回指導する人間が変わり、要求や対応方法が異なる
- 環境規制内容の曖昧さ（当局担当者による認識差、運用上の差異）
- 問い合わせに対して適切な回答が得られない
- 指導関連部門の連絡手段はWechatの多人数グループ。担当者の身分が不明確であるため不安

## 3. 企業体制に起因する問題

- 日本側（本社）の理解を得るのに時間がかかり、期限内での指導対応が難しい

## 4. 危険廃棄物に関する問題

- 取扱規制が強化され、廃棄対応が困難

## 5. 追加設備やその他の要望や困っていること

- 規制値以内にも関わらず、不明確な設備対応要求や操業制限を命じられる
- 新規基準に対する追加設備投資の増大で、コスト負担が増大、将来への不安が大きい
- 政府、指導部門、地域行政、コンサルタント会社と関わる機関が多く、誰の言うことを信じればよいのか不安
- （工場が）環境対策重点地域にあり、新設備導入や生産拡大が検討困難
- 環境設備投資に対する補助や優遇が少ない
- 近隣からのクレームのたびに関係部局からの査察が実施される

レポートをご覧いただいた後、アンケート(所要時間:約1分)にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20200013>



本資料への問い合わせ先：

ジェトロ上海 経済情報・機械環境産業部

Tel +86-21-6270-0489\*1301

E-mail PCSchosa@jetro.go.jp

上海市延安西路2201号 上海国際貿易センター21階

ご提供しております情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。JETROでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、この資料でご提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。